

平成25年度人事院政策評価結果

		政策所管部局	公平審査局
政 策	6 公平審査の適正かつ円滑な実施		
目 標	<p>(政策目標) 各事案について、適正な手続に則り、両当事者に十分な主張を尽くさせた上で、速やかに判定又は決定を発出する。</p> <p>(具体的取組) 公平審査の適切かつ迅速な処理は、職員の利益はもとより、人事行政の適正な運営、ひいては公務の公正かつ能率的な運営の確保のためにも常に求められる。このため、事案の整理、調査範囲の検討等を十分に行った上で、当事者との緊密な連絡・打合せ、当事者による主張・立証のための行為の促進、的確な審理指揮等により迅速かつ計画的な集中審理を行うよう努めるとともに、平成25年度においては、以下のとおり取り組むこととする。 (1) 社会保険庁の廃止に伴う分限免職処分事案について、速やかに全ての事案の判定を行う。 (2) 公平審査を適切かつ迅速に実施し、全判定発出件数に占める結審等から半年以内に発出した判定件数の割合を75%以上にする。</p>		
具体的取組結果	<p>《取組内容1》社会保険庁の廃止に伴う分限免職処分事案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険庁廃止に伴う分限免職処分事案（以下「社会保険庁事案」という。）については、12月までに全ての事案（71件）について判定を行った（3月に4件、5月に16件、8月に26件、10月に24件、12月に1件）。</li> </ul> <p>《取組内容2》全判定発出件数に占める結審等から半年以内に発出した判定件数の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度においては、3月14日時点での年度末における全判定発出件数に占める結審等から半年以内に発出した判定件数の割合は47.7%となる見通しである。</li> </ul>		
達成度の評価	<p>評語 C</p> <p>《理由》 全判定発出件数に占める結審等から半年以内に発出した判定件数の割合については、約50%の達成度であったものの、社会保険庁事案については、12月までに全ての事案について判定を行うことができたことから、これらを総合すれば、平成25年度における目標はおおむね達成された。</p>		
測定指標（ある場合に記入）	<ul style="list-style-type: none"> <li>全判定発出件数に占める結審等から半年以内に発出した判定件数の割合 平成25年度においては、3月14日時点での年度末における全判定発出件数に占める結審等から半年以内に発出した判定件数の割合は47.7%となる見通しである。</li> </ul>		
効率性・有効性の評価	<p>【効率性】効率的であった</p> <p>《理由》 平成25年度においては、限られた職員数の下で、社会保険庁事案を含め、例年の判定数を大きく上回る111件の判定を発出する見通しであることから、取組は効率的であった。</p>		

	<p><b>【有効性】有効であった</b>  <b>《理由》</b>  平成25年度においては、非常に困難な事案であった社会保険庁事案について、全ての判定を発出することができたことから、施策は有効であった。</p>
<b>今後の施策に反映させるべき事項</b>	<p>処理に時間を要する事案であった社会保険庁事案の処理を終えたことから、来年度以降については、測定指標が達成できるよう処理の迅速化を図る。</p>
<b>有識者の意見</b>	<p>○ 全判定発出件数に占める結審等から半年以内に発出した判定件数の割合は目標に達しなかったが、社会保険庁の廃止に伴う分限免職事案について、全ての事案の判定を発出できたことは評価できる。</p>